

告 示

埼玉県告示第二百七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、独立行政法人都市再生機構から幸手都市計画事業東武動物公園駅西口土地区画整理事業について換地処分をした旨の届け出があつたので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十八年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司